

介護保険

介護保険被保険者の皆さんへ

☎介護保険課 ☎(082) 420-0937

保険料の納入通知書を送付します

第1号被保険者（65歳以上の人）の今年度の介護保険料の納入通知書を7月中旬に送付します。納入通知書は、納付方法によって様式が異なります。

徴収方法	納付方法	納入通知書様式
特別徴収	受給年金から納付	納入通知書
普通徴収	納付書 金融機関またはゆうちょ銀行の窓口で納付	納入通知書・納付書・口座振替依頼書
	口座振替 届出した口座からの振替納付	納入通知書

保険料額の算定

保険料額は、保険料基準額を基に、本人と世帯の市町村住民税課税状況や本人の課税年金収入金額と合計所得金額に応じて算定します。

保険料の普通徴収開始

7月から今年度の介護保険料の普通徴収が始まります。納期は、7月～令和7年2月までの8期です。昨年度は普通徴収だった人でも、今年度の途中から特別徴収に切り替わる場合があります。

介護保険負担割合証

利用者負担分（1～3割）は、要介護（要支援）認定者に交付している「介護保険負担割合証」に記載しています。現在の負担割合証の有効期限は7月31日（水）です。対象者には7月下旬に新しい負担割合証を送付します（更新手続きは不要）。



介護保険負担限度額認定証の更新

要介護（要支援）認定者で所得の低い人が、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合に、「介護保険負担限度額認定証」を提示すると、食事や居住費の自己負担額が軽減されます。現在の認定証の有効期限は7月31日（水）です。6月下旬に更新用申請書を送付します。マイナンバーカードを取得している人は、マイナポータルから電子申請もできます。



☎8月30日（金）

☎介護保険課または各支所・出張所

創業支援

東広島イノベーションラボ ミライノ⁺がリニューアルしました！

☎産業振興課 ☎(082) 420-0921

東広島イノベーションラボ ミライノ⁺とは

創業支援や社会課題解決ビジネスにチャレンジする人が集う施設です。相談ができるほか、イベントも随時開催しています。

ここが変わった！

- ①専任スタッフの常駐
- ②月～土曜日（祝日除く）10:00～18:00に開館



社会課題解決を目指す 共創型起業プログラム「円陣」

東広島市の社会・地域課題のビジネス解決を目指す「プレイヤー」、専門的に支援する「伴走者」、可能な範囲でプレイヤーの活動を支援する「サポーター」を募集します。

☎7月31日（水）



ひがしひろしま創業塾（全4回）
（特定創業支援等事業）

創業前に必要な知識を学ぶ実践型創業塾。全講義に出席した人は、市内で会社を設立する際の登録免許税の軽減措置などの特例を受けられます。

☎7月11日（木）・26日（金）、8月5日（月）・21日（水）
いずれも18:30～21:00

☎東広島イノベーションラボ ミライノ⁺

☎7月10日（水） ☎定20人程度

ブレークスルーの起こしかた

複雑そうに見える社会課題を論理的に整理して、解決策を考えます。

講師／伊原 洋輔さん（NPO 法人全体最適の行政マネジメント研究会 副理事長）

☎7月17日（水） 14:00～16:00

☎場芸術文化ホールくらら サロンホール ☎定70人

保険証

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

☎国保年金課 ☎(082) 420-0933

新しい保険証を7月下旬に送付します

8月になっても新しい保険証が届かない場合はお問い合わせください。

※現在の保険証の有効期限は7月31日（水）です。

国民健康保険	後期高齢者医療制度
	

保険証の有効期限

新しい保険証の有効期限は令和7年7月31日です。次の場合は、有効期限が短いことがあります。

- ・70歳または75歳になる誕生日が令和6年8月2日～令和7年7月31日の人
- ・学生で今年度卒業予定の人
- ・令和7年7月31日までに在留資格が切れる外国人

12月2日に保険証を廃止します

廃止後に新たに資格を取得する場合や、切り替えの際は、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を被保険者に交付します。廃止後も、令和7年7月31日までは保険証を使用することができます。

国民健康保険の保険証が届いた人が 職場の健康保険などに加入したとき

職場の健康保険など新しい保険に加入したときは、国民健康保険の脱退手続きが必要です。

納税通知書・納入通知書を7月中旬に送付します

令和5年中の所得を基に算定した保険税・保険料の通知書を7月中旬に送付します。国民健康保険税は世帯主へ、後期高齢者医療保険料は本人へ送付します。

医療費が高額になりそうなとき

マイナンバーカードの保険証利用に対応した病院・薬局では、高額療養費制度の活用を希望することで、医療費の負担が抑えられます。対応していない病院・薬局では認定証が必要となることがありますのでお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料率の改定

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を見直すこととなっており、保険料率が改定されました。保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

	令和4・5年度	令和6・7年度
均等割額	45,840円	49,621円
所得割率	8.67%	9.63%
年間保険料限度額	66万円	80万円

なお、今回の改定は、令和6年度のみ影響緩和措置があります。詳細は市ホームページをご確認ください。

お知らせ 都市交通計画を策定しました

☎地域政策課 ☎(082) 420-0401

計画の目標年次

令和6～12年度（さらにその先を見据えるもの）

基本理念

豊かで質の高い暮らしを支え、多様な価値や交流の創造に貢献する交通システム

取組内容

- (1) 道路ネットワークの強化
- (2) 徒歩、自転車ネットワークの強化
- (3) バリアフリーの推進
- (4) 公共交通ネットワークの強化
- (5) 公共交通の利便性向上
- (6) 交通結節点の強化、乗継利便性向上
- (7) 公共交通の利用促進策の実施
- (8) 防災・減災対策の推進
- (9) 交通DX・交通GXの推進
- (10) 目的別輸送の確保